

事務 事業名		コード1	14100	家族介護慰労金支給事業	課	高齢者福祉課				
		コード2			所属班	高齢者班				
					電話番号	62-5350	内線	175		
政策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり		予算 科目	会計		款	項	目
	施策	4	高齢者福祉の充実			一般会計		3	02	3
	施策の展開	3	在宅福祉の充実		根拠 法令	旭市家族介護慰労金支給要綱				
	基本事業	162	家族介護慰労金支給事業							

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	65歳以上の寝たきり高齢者を、常時介護している介護者の在宅介護に係る負担の軽減を図り、在宅福祉の増進を目的として慰労金を支給する。 ・支給金額:1月8,000円(10月と4月の年2回支給する) ・支給要件:①介護保険料及び市税等を滞納していない世帯であること。②要介護度4以上かつ寝たきり度B2(介護のもと、車いすに移乗し、食事または、排泄に関しても介護者の援助を必要とする)以上に該当する65歳以上の在宅のねたきり高齢者を常時介護している介護者 【業務の流れ】 申請受付(対象者確認)→支給決定・却下通知:月次処理 支給事務(入退院・施設入所・認定更新状況・死亡・他手当支給等・市税等納付状況調査)→滞納者に納付依頼→納付確認→支給決定通知→支給(10月・4月)

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1. 扶助費	7,080
1期支給 99人・3,544,000円	
2期支給 97人・3,536,000円	
0	
0	
ショートステイ・入院等により在宅介護の減及び老健施設入所等	
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
申請受付・台帳作成・対象者の確認・結果通知	230時間
介護認定更新・施設入所・入退院・死亡等確認	110時間
滞納者納付状況確認・支給事務	110時間

事業費	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
1. 扶助費	千円	9,056	8,648	7,080	7,992
	千円				
	千円				
	千円				
事業費計(A)	千円	9,056	8,648	7,080	7,992
うち一般財源	千円	9,056	8,648	7,080	7,992
人件費					
正規職員従事人数	人	0.22	0.22	0.22	0.22
延べ業務時間	時間	450	450	450	450
人件費計(B)	千円	1,710	1,710	1,710	1,710
トータルコスト(A)+(B)	千円	10,766	10,358	8,790	9,702

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 申請受付・介護保険料・市税等納付状況調査 支給決定・却下通知(毎月) 支給事務(年2回)	新規申請者数	人	70	66	65	65
	25年度計画(25年度に計画している主な活動) 申請受付・介護保険料・市税等納付状況調査 支給決定・却下通知(毎月) 支給事務(年2回)	慰労金支給者数	人	142	144	126	135
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	要介護度4以上かつ寝たきり度B2(介護のもと、車いすに移乗し、食事または、排泄に関しても介護者の援助を必要とする)以上に該当する65歳以上の在宅のねたきり高齢者を常時介護している介護者	要介護度4以上で65歳以上の在宅高齢者数 ※寝たきり度B2の在宅高齢者数の把握は困難	人	307	302	318	318
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	精神的、経済的負担が軽減される。	慰労金支給金額 (精神的・経済的負担の軽減)	千円	9,056	8,648	7,080	7,992
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	在宅の寝たきり高齢者及び家族介護者が安心して暮らすことができる。	安心して暮らすことができている在宅の寝たきり高齢者及び家族介護者の割合 ()	%				

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
合併以前のねたきり老人等福祉手当・家族介護慰労金支給事業・居宅サービス利用助成金支給事業を統合し、再編したサービス。	平成17年7月～介護老人福祉手当支給事業 月額:10,650円(平成21年度末で廃止) 平成22年4月～家族介護慰労金支給事業 月額:8,000円(支給要件として寝たきり度を追加)	特になし

事務事業名	家族介護慰労金支給事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班
-------	-------------	----	--------	----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	在宅の65歳以上寝たきり高齢者を常時介護する者に慰労金を支給することにより精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅福祉の向上に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】	在宅の65歳以上寝たきり高齢者を常時介護する者に慰労金を支給することは、在宅福祉の向上に結びついている。 匝瑳市・銚子市は、市民税非課税世帯が対象になっている又、介護保険サービスを利用した方についても、支給基準を設けている。収入の無いことで介護サービスが利用できない者も収入があり、介護サービスを利用し介護が軽減されている者も同じ対象であるため支給対象者について見直しの余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	旭市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（計画期間：平成24～26年度）において、地域ケア事業として市が行う事業とされており、市が本事業を行うことは妥当である。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	慰労金支給額が増えることが即在宅介護者の精神的、経済的負担の軽減に繋がる訳ではなく、現在の支給額は近隣自治体と比べても妥当である。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとうか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】	慰労金支給額が増えることが即在宅介護者の精神的、経済的負担の軽減に繋がる訳ではなく、現在の支給額は近隣自治体と比べても妥当な水準であり、支給額を引き上げても成果向上は見込めない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他に類似する事業がない。 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】	
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分） 事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	支給対象者を見直すことで、事業費の削減が見込まれる。
	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分） やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	支給対象者を見直すことで、業務量の削減が見込まれる。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】	収入の無いことで介護サービスを利用できない者も収入があり介護サービスを利用し介護が軽減されている者も同じ対象であるため支給対象者の見直しが必要であり、支給基準を設ける必要がある。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果 ① 目的妥当性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 匝瑳市・銚子市は、市民税非課税世帯が対象になっている又、介護保険サービスを利用した方についても、支給基準を設けている。また、介護サービスを利用し、介護が軽減されている者と、収入がなく介護サービスを利用できない者があるため支給基準の見直しが必要。
--	---

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)※2～3年後を目処にした方向性 ☒ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☒ 事業のやり方改善による事業費削減 ☒ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業：) ☒ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化			(3)改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持	○			低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持	○																						
	低下																							
(2)改革改善案について※いつまでに、なにを、どうするのか？ ①25年度近隣調査 ②26年度見直しの検討→支給基準(収入状況・介護保険サービス利用)について検討し、平成26年9月までに結論を得る。 ③27年度実施→見直しの結論に基づき実施																								
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ③見直すことにより受給できない者が相当数見込まれるため、見直しに対する理解を得ることが課題である。																								